

地域力創造グループの施策等について③

平成31年1月25日 地域力創造グループ 地域情報政策室

情報セキュリティ対策について

自治体情報セキュリティ対策のスケジュール (H27~30年度)

平成27年度	平成28年度	平	平成29年度		
H27年10月5日 H28年	1月	セキ	5公共団体における -ュリティポリシーに 「イドラインの改定		
マイナンバー法 順次、マイナンバー の施行 の利用開始 マイナンハーカート の交付		情報提 試行運用 (H29.7.18)	供ネットワークシステ 本格運用 (H29.11.13)		
1. 各自治体におけるイ	ンシデント即応体制の強化				
◆ H27.8.21 即応体制	の強化を通知				
2. 各自治体の情報セ	キュリティ確保体制の強化				
◆ H27.8.21 訓練の徹	底等を通知				
3. 攻撃リスク等の低減	のための抜本的強化対策	·			
住基システム 完	H28.1~H29.3 自治体情報セキュリティクラウド H28.1~H29.3 自治体情報システム強靭性向上モデル	(3月末構築完了) (3月末構築完了) (3月末構築完了) ※一部団体が情報 連携までに完了	自治体情報 セキュリティ 向上 プラットフォーム 構築	自治体情報 セキュリティ 向上 プラットフォーム 実証事業	自治体情報 セキュリティ 向上 プラットフォーム 本格稼動

自治体情報セキュリティに係る攻撃リスク等の低減のための抜本的強化対策の概要

- ① 情報提供ネットワークシステム等の 集中監視 (マイナンバー)
- ② マイナンバー関連システムを、インターネットリスクから分離
 - ・既存住基(マイナンバー付番システム)の分離(H27.10.5)(済)
 - ・LGWAN環境とインターネット環境の分割を図るとともに、個人番号利用事務 を徹底分離(情報連携スタートを見据え早期に実施)

(リスク分断

無害化通信

(特定個人情報を提供) = (た

(個人番号利用事務系)

LGWAN <u>を利用</u>

(各種業務処理)

(LGWAN接続系)

(インターネット接続系)

宛名

既存 住基 税

社会 保障 分離の徹底

人事給与

庶務事務

文書管理

等

情報収集

メール

ホームページ

・データの持出し不可設定

•二要素認証

・アクセス制御

・外部からの攻撃対策の徹底

③個人番号利用事務関連システムについて、端末からデータの持出し不可設定や二要素認証の導入により、住民情報の流出を徹底して防ぐ。

④ 全自治体で庁内ネットワークの再構成

⑤ インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約化して、集中して高度な監視を行う。(自治体情報セキュリティクラウドの導入)

(自治体情報システム強靱性向上モデルの導入)

「三層の対策」後の主な課題

	項 目	内容	対 応
A	セキュリティポリ シーの改定	・(「三層の対策」により)セキュリティ基準が変わったので、自団体のセキュリティポリシーを 改定しなければならない。 ・マイナンバー制度やセキュリティの政府統一基準の改定など最新の動向を自団体のセキュ リティポリシーに盛り込みたい。	H30.9 改定
В	インターネットから の更新プログラム 取得	(※LGWAN系の端末をインターネットから切り離したところ) ・OSやオフィス、ウイルス対策ソフトの更新プログラムがインターネット経由で取得できない。 ・インターネットから取得したプログラムを手作業でLGWAN系に適応する場合手間がかかる。 ・LGWAN回線での民間配信サービスはあるが費用が高額(年額:30~300万円)。	H30.10 スタート
С	インターネットから のファイルの取込	・職員のツール操作に手間がかかる。・ツールで処理できない形式のファイルがある。・上長承認等に時間を要する。・ファイル処理がメールサーバーを圧迫する。	H30.10 検 討 開始
D	インターネットの サービス利用	(※LGWAN系の端末を職員の主たる業務端末としたところ) ・地図ソフトや電車の乗り換え検索などインターネットベースのサービスが利用できない。 ・OSやソフトの更新ファイルがオンラインで入手できなくなった。	H30.10 検 討 開始
Е	外部からリモート アクセス(テレワー ク等)	・職員の業務端末はLGWAN系であり、外部からインターネットを通して直接アクセスできない。 ・業務に利用する情報システムやファイルサーバーは、マイナンバー系やLGWAN系にあり、 外部からインターネットを通して直接アクセスできない。	H30.10 検 討 開始
F	セキュリティクラウ ドの更新	・都道府県セキュリティクラウドの殆どが5年間の事業期間。・仕様や分担金の調整など準備には相応の時間を要する。・クラウド利用なので地域的な枠組みではない別の事業モデルの可能性はないか。	H30.10 検 討 開始

A 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について

ガイドラインの位置づけ

地方公共団体における情報セキュリティは、各団体が保有する情報資産を守るにあたって自ら責任を持って確保するべきものであり、情報セキュリティポリシーは各団体が組織の実態に応じて策定するものである。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)」は、各団体が情報セキュリティポリシーを策定する際の参考となるよう情報セキュリティポリシーの考え方や内容を解説するとともに構成や例文を示したものである。

改定の背景

本件は、前回改定時(平成27年3月)以降の自治体情報セキュリティ対策検討チームの報告や「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定等を踏まえて、今般、改定を実施した。

参考文献

- 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター)
- 府省庁対策基準策定のためのガイドライン(内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター)
- 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について~自治体情報セキュリティ対策 検討チーム報告~(総務省)
- その他関係法令や通知など

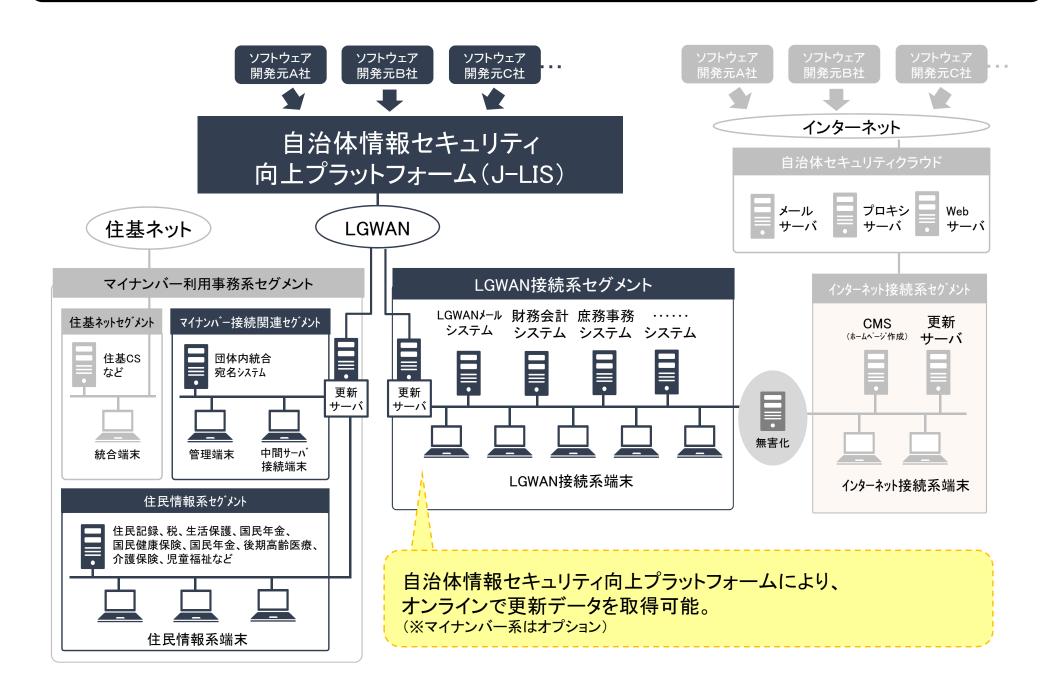
検討組織

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定に向けて、<u>専門家へのヒアリング</u>(平成30年2月、3月)及び<u>検討会</u>(平成30年8月)を実施。

主な改定内容

- ▶ 利活用しやすいように本ガイドラインを「総則」「例文」「解説」「付録」の4編構成に変更
- ▶ 自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化にあたり、マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系において、<u>情報</u>システム全体の強靭性向上(強靭化)を講じることについて記載
- ▶ マイナンバー利用事務系ではパスワード認証、生体認証、スマートカード認証等から複数の認証を用いる<u>多要素認証</u>を実施しなければならないことについて記載
- ▶ 多要素認証において、認証情報を適切に管理し、認証情報の不正利用の防止をしなければならないことについて記載
- ▶ 情報セキュリティインシデントへの対処として、CSIRTの設置・役割について記載
- ▶ 本ガイドラインの改定内容を踏まえ「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」についても所要の改定を実施

自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム概要



自治体情報セキュリティ向上プラットフォームを 利用しませんか?

Windows、Office、アンチウィルスソフトの更新ファイルを LGWAN-ASPで提供しています。

ネットワーク強靭化に伴って分離した後のLGWAN端末にUSB等のメディアで更新ファイルをコピーするのはウィルス感染の危険性が・・・



ーから更新ファイルを当てるシステムを構築しようと思うと、多大な時間 と費用が・・・



LGWAN-ASPのプラットフォーム から更新ファイルをダウンロード

比較的安価な利用料



LGWAN端末 Windows等のOSは最新のものになっていますか? ウィルス対策ソフトのパターンファイルは最新のものになっていますか?

LGWAN 端末がウイルス感染した場合の最悪のシナリオ・・・

① USB メモリなどでウィルスが LGWAN 端末に感染した場合、 庁内ネットワークを介して他の端末に感染が広がる可能性も…



②感染端末が LGWAN に対し不正な通信 を始めた場合、感染拡大を防ぐため、 感染元団体の LGWAN 接続遮断も…

窓架元団体の LGWAN 接続遮断で ③LGWAN-ASP 等の システムが使えなくなり

住民サービスに影響も…

LGWAN 切断?

④一方、他団体にはLGWANを 通した不正通信の標的リスク…





裏面も Check!!

情報セキュリティ支援サイト https://www.lasc.kip.asp.lgwan.jp/ の掲示板 「自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム」に事業詳細が掲載されています。

※ 総務省の実証事業を利用されていた場合でも、庁舎内配信サーバやネットワークの設定変更が必要になる場合がございます。

〈配信ソフトウェア一覧〉

ソフトウェア開発元	ソフトウェア名	配信ファイル	配信時間帯	
マイクロソフト	Microsoft Windows 7 Professional	Microsoft社が提供する以下のプログラ		
	Microsoft Windows 8,1 Pro	Δ		
	Microsoft Windows 8,1 Enterprise	Service Packs		
	Microsoft Windows 10 Pro (※Feature Updateを含む)	Upgrades・セキュリティ問題の修正プログラム		
	Microsoft Windows 10 Enterprise (※Feature Updateを含む)	・ツール		
	Microsoft Windows Server 2008 Standard	更新		
	Microsoft Windows Server 2008 Enterprise	修正プログラム集		
	Microsoft Windows Server 2008 DataCenter	• 重要な更新	23:00~	
	Microsoft Windows Server 2012 Standard	定義更新プログラム	6:00	
	Microsoft Windows Server 2012 DataCenter		※上記以外(
	Microsoft Windows Server 2016 Standard		時間帯も通信量を迎えて	
	Microsoft Windows Server 2016 DataCenter		信します。	
	Microsoft Office 2010		16 Ud 9 .	
	Microsoft Office 2013			
	Microsoft Office 2016			
	Microsoft Office 365 Client			
	Dictionary Update for Microsoft IMEs	_		
	New Dictionary for Microsoft IME	_		
	Microsoft Windows Defender			
ソフトウェア開発元	ソフトウェア名	配信ファイル	配信時間初	
レンドマイクロ	ウィルスパスター コーポレートエディション	トレンドマイクロ社が提供するウィルス		
	ServerProtect for Linux	バターンファイル		
	ServerProtect for Windows	・TrendMicro Control Manager用パター		
	Deep Discovery Inspector	ンファイル		
	InterScan Web Security Suite	7		
	InterScan Messaging Security Suite		l	
	Deep Security (※バージョン9.0、9.5、9.6、10.0のみ利用可能)	トレンドマイクロ社が提供するウィルス パターンファイル ・Deep Security Manager用パターンファ イル		
マカフィー	McAfee VirusScan Enterprise 8.8	マカフィー社が提供するウィルス定義	0.40+88	
	McAfee Endpoint Security 10	ファイル	24時間	
ソマンテック	Symantec Endpoint Protection 12.1	シマンテック社が提供するウィルス定義		
	Symantec Endpoint Protection 14	ファイル		
ノフォス	Sophos Endpoint Protection Standard (※Windows、Linuxのみ利用可能)	ソフォス社が提供するウィルスパターン ファイル(※1)]	
	Sophos Endpoint Protection Advanced (※Windows、Linuxのみ利用可能)]	
-Secure	F-Secure Client Security 12	F-Secure社が提供するウィルスパター		
	F-Secure Client Security Premium 12	ンファイル		
	F-Secure Server Security Standard 12			
	F-Secure Server Security Premium 12		I	

くサービス利用料金>

	サービス利用料(年額)				
団体種別	消費税及び地方消費税相当額を含む。				
	※平成30年度	平成31年度以降			
• 都道府県					
•市					
•特別区	75,000円	150,000円			
• 一部事務組合					
• 広域連合					
• 町村	50,000円	100,000円			

- ※平成30年度は半年間の利用のため、半額となっています。
- ※年度途中からの利用開始や、年度途中で利用終了の場合も月 割にはならず、年額のサービス利用料のお支払いとなります。
- ※申請(利用開始申請書の到着)からご利用開始までのスケジュールは以下のとおりです。

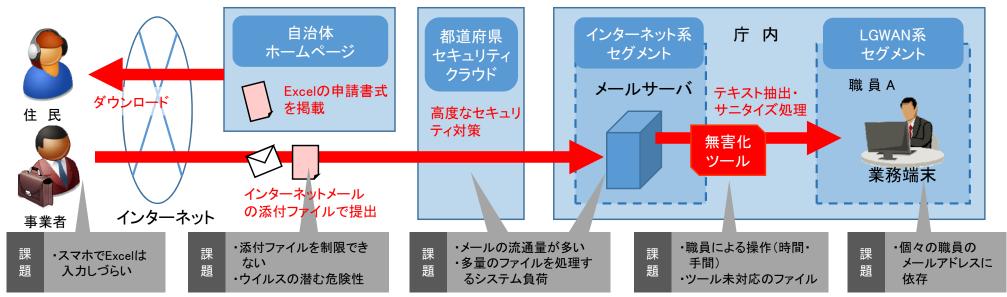
お申し込み日	ご利用開始日			
毎月第2月曜日まで	毎月第3月曜日			
毎月第4月曜日まで	毎月第5(翌月第1)月曜日			

情報セキュリティ支援サイト (https://www.lasc.kip.asp.lgwan.jp/) について

情報セキュリティ支援サイトは、当機構のセキュリティ支援担当(LASC)が運営するLGWAN上の、セキュリティ情報を共有するサイトです。同サイトの閲覧にはログイン ID・パスワードが必要です。ID・パスワードが不明な場合は、下記の連絡先までメールにて連絡をお願いたします。ID・パスワードの再発行をいたします。

外部とのファイル交換

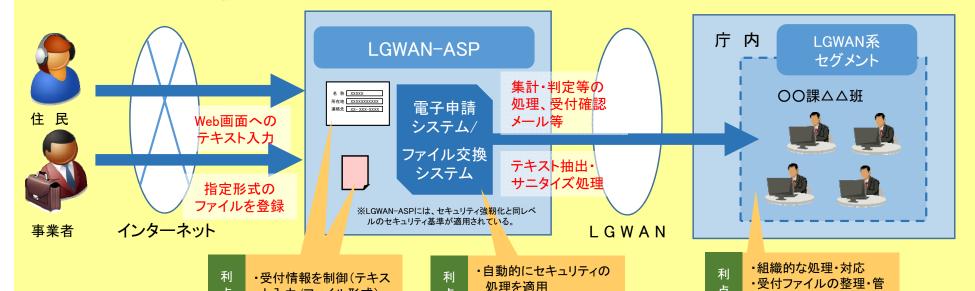
● 現状のファイル交換(メールの添付ファイル)



● 将来のファイル交換(LGWAN-ASP活用)

点

ト入力/ファイル形式)

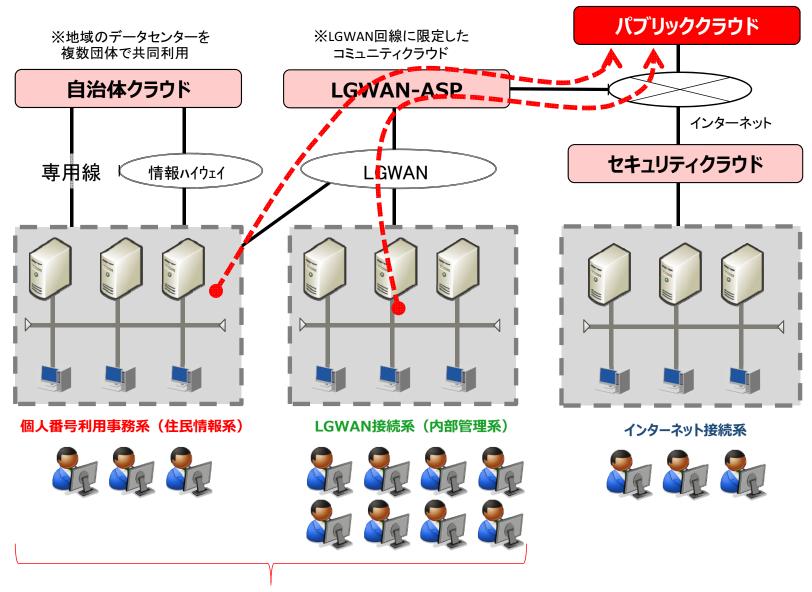


集計や判定等の機能

D

自治体の内部環境からパブリッククラウドへの接続の検討 (イメージ図)

多くの自治体職員が利用している内部ネットワーク環境(個人番号利用事務系、LGWAN接続系)から、セキュリティを確保した上で安全にパブリッククラウドを利用する方法を検討。



リモートアクセスのセキュリティ考察

	臨時業務	出先業務	在宅業務
	通常の執務場所(庁舎等)以外の建物 を臨時に執務場所として利用する。(一 時的に占有した屋内)	庁外の公の場所や個人宅等で訪問業 務を行う。	職員の自宅で業務を行う。
例	・選挙(共通投票所等) 8/10 報告 ・繁忙期の臨時窓口	・固定資産調査 ・介護認定、審査会	• 在宅業務
利用場所	・ 臨時の執務環境、公共施設 (ある程度のコントロール可能)	公の場所、個人宅 (コントロールが難しい)	・自宅
管理・モラル	• 複数の職員と共同作業、上司の存 在	・少人数ながら複数の職員で行動す るケースが多い	• 同僚不在
必要端末数	• 拠点数×数台	・ 出先業務を行う課×数台	・全体職員数の一定割合
利用回線	専用線または、それに準じるもの専用線、IP-VPN、SSL-VPN携帯回線(LTE):暗号化		携帯回線?Wifi?インターネット?
端末∙認証	貸与端末シンクライアント/ハードディスクに情報(多要素認証)	報を保存しない設定	貸与端末? 私物の端末+デバイス認証?
アクセス情報 機 能	外部からのアクセス用に限定された情一部機能	報	• 限定された情報?
検討課題	・認証情報の登録(臨時職員)	外部からアクセスできる情報、機能、 収納するサーバ	• 業務の切り分け

Ε

【参考】投票所からのリモートアクセス(選挙部)

投票所からのリモートアクセス(期日前投票所及び共通投票所)については、「投票環境の向上方策等に関する研究会」(座長:磯部力東京都立大学名誉教授、事務局:総務省自治行政局選挙部管理課)が平成30年8月10日に報告書を発表。

投票環境の向上方策等に関する研究会 報告

> 平成30年8月 投票環境の向上方策等に関する研究会

選挙人名簿対照オンラインシステムに利用する回線について

選挙人名簿対照オンラインシステムの現状

- 期日前投票所及び共通投票所においては、二重投票を防止するための措置が必要であり、期日前投票所や共通投票所と本庁舎との間でセキュリティの高いネットワークを用いた選挙人名簿対照オンラインシステムを構築し、投票済情報を相互に共有する必要がある。
- 有線の専用回線で新たにネットワークを構築する場合には、回線工事や設定に長期間を要すること、また投票所が設置される極めて短い期間だけを対象としたサービスがないことからコストが割高となるなどといった難点があるため、期日前投票所の増設や共通投票所の設置における課題となっている。
 - 選挙人名簿対照オンラインシステムは、住民基本台帳情報を含むため、「個人番号利用事務系」と整理されており、「個人番号利用事務系」においては、外部との接続は有線の専用回線とインターネットVPNとされてきた。
 - この点、特定通信の条件を満たす通信形態については、有線の専用回線とインターネットVPNに準じるものとして整理できる。
 - _特定通信の条件は、下記の①~④。
 - ①接続は端末認証されたデバイスに限られること
 - ②特定のデバイス間で通信経路が限定されていること
 - ③通信内容が暗号化されていること
 - ④接続元だけでなく接続先もインターネットから分離されていること
 - 無線の専用回線 (LTE/3G/4G) は、上記①~④を満たすため、有線の専用回線とインターネットVPNに準じるものとして整理できる。
 - ①→認証された特定の端末のみ回線に接続することを認める。
 - ②→システムと特定の端末間をインターネットを経由しない専用の閉域網で接続する。
 - ③→通信内容はディジタル暗号化されている。
 - ④→端末はインターネットに接続しない。

今後の方向性

II**I**

目治体の情報セキュリティ

選挙人名簿対照オンラインシステムのネットワークについて、無線の専用回線を活用することができることを明確化し、期日前投票所の増設や設置場所の見直し、共通投票所の設置を促すことで、投票環境の向上を図っていくこととする。

F

自治体情報セキュリティクラウドの将来可能性(例)

種 別 事業領域 概 要

現行 都道府県 セキュリティ クラウド	都道府県	都道府県単位で域内の市区町村が参加 する共同事業(現行の事業モデル)
超広域 セキュリティ クラウド	複数の 都道府県	複数の都道府県が合同でセキュリティクラウドを構築(例:岡山県と鳥取県が現状、 同事業モデル)
民 間 セキュリティ クラウド	全 国	複数のベンダーが全国規模のセキュリティ クラウドを構築し(国は事業要件を提示)、 個々の自治体は選択して利用する。
全 国 セキュリティ クラウド	全 国	全国でひとつのセキュリティクラウド(参考 例として、自治体セキュリティ向上プラット フォーム)

サイバーセキュリティ戦略本部 重要インフラ専門調査会 第17回会合

日時: 平成31年1月17日(木) 14時00分~16時00分

場所:中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

く議事次第>

- 1 開会
- 2 報告事項
 - 〇 関係省庁の取組状況について
 - 〇 サイバーセキュリティ協議会について
 - 〇 東京大会に向けたリスクマネジメントの促進のための取組の実施状況について
- 3 討議事項
 - O 重要インフラを取り巻く情勢について
 - 〇 情報共有体制の改善(方向性の検討の論点)について
 - 〇 安全基準等策定指針(第5版)の改定の検討方針について
 - 2020年オリパラ東京大会に向けた分野横断的演習のあり方について
- 4 その他
- 5 閉会

<配布資料>

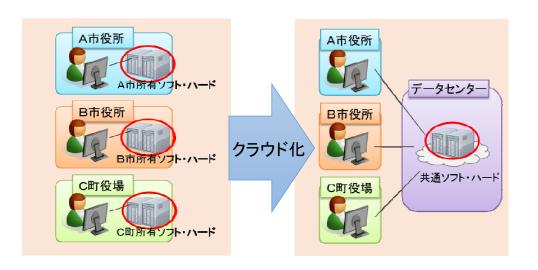
- 資料1 重要インフラ専門調査会 委員名簿
- 資料2 関係省庁の取組状況について
- 資料3 サイバーセキュリティ協議会について
- 資料4 東京大会に向けたリスクマネジメントの促進のための取組の実施状況
- 資料5 重要インフラを取り巻く情勢について
- 資料6 情報共有体制の改善(方向性の検討の論点)
- 資料7 「安全基準等策定指針(第5版)の改定」の検討方針
- 資料8 2020年オリパラ東京大会 に向けた分野横断的演習のあり方について
- 参考資料 1 IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ 参考資料 2 安全基準等策定指針(第5版)

自治体クラウドについて

地方公共団体情報システムに関する経緯と現状

1. 地方公共団体におけるこれまでの取組

- 〇地方公共団体は、電子自治体の取組みを進める に当たり、個別に情報システムを開発・調達して きた。
- 〇同様の業務であっても、地方公共団体によりその 処理方法(業務フロー)に差異があり(例:都度オンライン処理を行うor夜間にバッチ処理を行う)、独自仕様の情報システム(大型汎用機(メインフレーム)等)を庁舎内に設置。
- 〇近年は、既製品のパッケージソフトも普及しつつあるが、 各地方公共団体は従来の業務フローにあわせたカ スタマイズ加える傾向にある。



2. 政府が推進する取組

〇政府は、市区町村の基幹系業務(※)システムについて、複数団体共同で外部のデータセンターで管理・運用する取組(「自治体クラウド」)を推進

※住民基本台帳、税務、国民健康保険、国民年金、福祉

自治体クラウド導入の効果

- 〇 情報システムの運用コストが3割程度削減可能
- 集中監視により情報セキュリティ水準が向上
- 〇 庁舎が被災しても業務継続が可能
- 〇 参加団体間で業務が共通化・標準化

自治体クラウド導入により削減された費用や人 的資源を、他の分野で有効活用し、質の高い住 民サービスを提供可能となる。

地方公共団体のクラウドに関する諸決定〈平成30年度〉

■ 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進 / 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 / (3)地方行財政改革・分野横断的な取組等

(国・地方の行政効率化、 I T化と業務改革)

自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。あわせて、地方自治体における先進的な取組について、KPIを掲げて全国に広げていく。また、自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。IT人材の更なる確保・育成に取り組む。

■世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定)(抄)

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 / Ⅱ. ITを活用した社会システムの抜本改革/2 地方のデジタル改革 /(2)地方公共団体における クラウド導入の促進

クラウド導入により、コストの削減、業務の共通化・標準化、情報セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続性の確保といった効果 が期待できる。

今般、クラウド導入市区町村数を平成29年度末までに約1,000団体まで拡大するという政府目標が達成されたことを踏まえ、<u>平成35年度末までにクラウド導入団体数については約1,600団体</u>となるよう取り組むこととする。さらに、<u>一層のコスト削減効果が見込める複数団体による共同化を行う自治体クラウド導入団体数については、約1,100団体</u>となるよう取り組むこととする。こうした目標を達成していくため、国は、地方公共団体のクラウド導入等計画を公表し、情報システム構築・更新時におけるクラウド・バイ・デフォルト原則の下、フォローアップを行っていくとともに、関係都道府県との連携強化等の推進に向けた環境整備に努めることとする。

第2部 官民データ活用推進基本計画/Ⅱ.施策集/Ⅱー(7)情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】

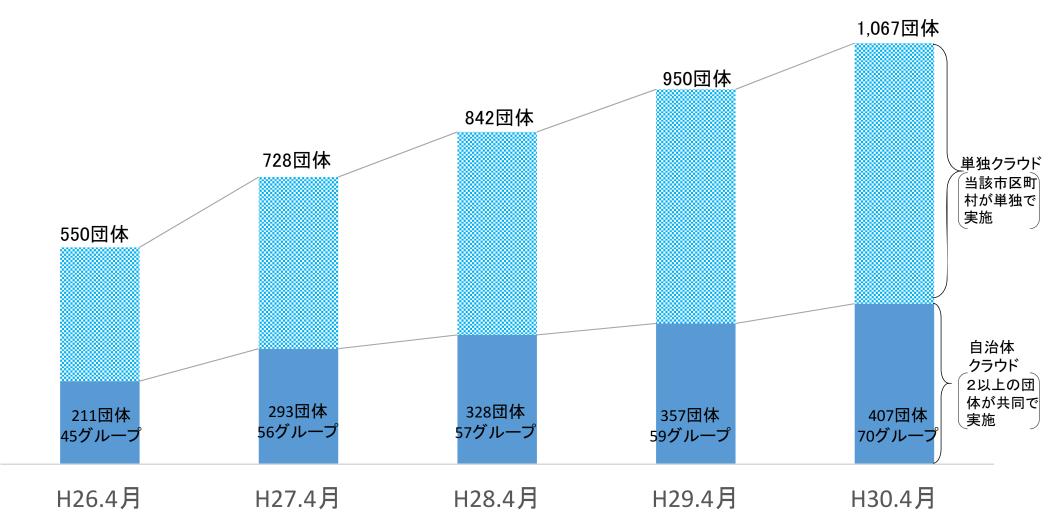
- ○[No. 7-3] 地方公共団体におけるクラウド導入加速に向けた支援
- ・クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組を一層進めていく必要。
- ・地方公共団体がクラウド導入等計画の下で<u>共同化を中心に着実に導入を進める</u>よう、<u>先行する優良事例における効果や国の支援策の周</u>知を徹底するなど、未導入団体を中心に働きかけを行う。
- ・これにより、クラウド導入市区町村数の拡大(平成35年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。)を図る。

KPI(進捗):地方公共団体が策定するクラウド導入等計画における検討状況の把握

KPI (効果): クラウド導入市区町村数 (平成35年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。)

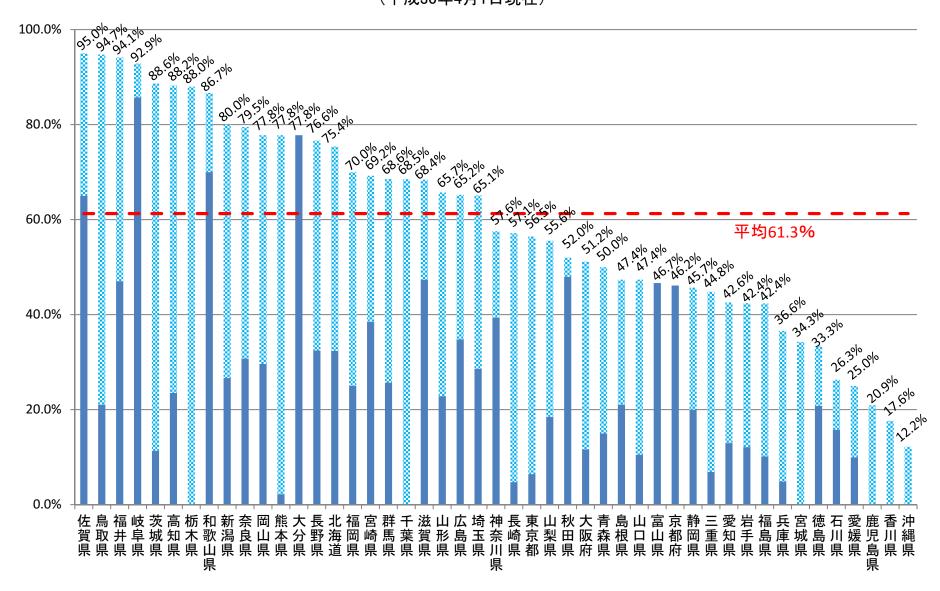
各都道府県毎のクラウド導入状況

- 〇「経済・財政再生計画 改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議取りまとめ)における、「550団体を平成 29年度末までに倍増(約1,000団体)する」との目標を達成。
- 〇「世界最先端デジタル国家創造宣言」(平成30年6月15日閣議決定)において、「2023年度末までにクラウド導入団体を約1,600団体、自治体クラウド導入団体を約1,100団体にする」との目標を設定。



各都道府県毎のクラウド導入状況

クラウドを導入している域内市区町村の割合 (平成30年4月1日現在)



自治体クラウドの導入を支援する地方財政措置

自治体情報システム構造改革推進事業

平成31年度地方財政計画において、①自治体クラウドの推進、②情報セキュリティ対策、③マイナンバー関連システムの運用、 ④地方公会計システムの整備・運用、⑤デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用に要する経費を、「自治体情報システム構造改革推進事業」として計上(1,500億円)。

本事業における、自治体クラウドの推進のための措置の概要は次のとおり。

〇 自治体クラウドの推進に係る特別交付税措置

【対象経費】

▶ 共同化計画に要する経費

情報システムの共同利用に向けた団体間の調整(業務の見直し、再構築等(これらのための会議開催を含む。))を実施し、自治体クラウドの導入による情報システムの最適化に向けた計画の策定等に要する経費や、同計画を踏まえた情報システムに係る要求仕様書の作成や選定等の経費。(例:自治体クラウド推進組織としての町村会事務局が、共同化計画を策定する経費。都道府県が、域内市区町村の共同化計画を策定支援する際の経費。)

▶ 導入コンサルタントに要する経費

共同化計画に基づく調達に向けたRFI/RFP^(*)やシステム構築時のクラウドベンダや複数団体との調整など、移行作業を円滑に実施するためのコンサルタントに要する経費。(例:RFI/RFPを行う際にコンサルタントから助言を受ける経費、自治体クラウド導入自治体から職員の派遣を受ける場合の旅費等の経費。)(*) Request for Information (情報提供依頼書) / Request for Proposal (提案依頼書)、発注先候補者の事業者に、情報提供や具体的な提案を依頼する文書。

▶ データ移行経費

自治体クラウドの導入に当たり、現行の情報システムに格納されているデータの移行に要する経費。(例:異なるパッケージ間のデータ移行の際に必要な移行データ仕様設計費、データ移行ツール開発費等。)

> 実務処理研修に要する経費

事業者から提供されるサービスに応じたシステムの管理体制や各業務システム端末の画面・操作方法等について、情報システム管理者たる情報 政策担当職員や窓口担当職員等に対するシステム操作研修等に要する経費。

➤ 新システムの安定稼働のためのコンサルタントに要する経費

新システム稼働に伴うエラーの対処など、新システム移行から同システムが安定的に稼働するまでの支援を受けるためのコンサルタントに要する 経費(新システム導入後一年間に限る。)。

【算定方法】上記対象経費のうち特別交付税の算定の基礎として総務大臣が調査した額 × 0.5 × 財政力補正

○ 自治体クラウドの推進に係る普通交付税措置

自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備等に係る経費や、データ移行作業に係る経費を計上。

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について

【市町村分】

					J	見直し内容					
		基準財	政需要額の		経費水準の見直し		経費区分の		見直し年	基準財政需要額の	
	対象業務	算.	定項目	見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成30年度	見直し 終了年度	見直し (給与費→ 委託料等)	段階補正の 見直し	数	算定基礎とする 業務改革の内容	
	* · ·	小学校費		3,707(千円 /1校)	3,239(千円 /1校)	2,927(千円 <i>/</i> 1校)	0				
	◇学校用務員事務 (小学校、中学校、	中学校費		3,707(千円 /1校)	3,239(千円/ 1校)	2,927(千円 <i>/</i> 1校)	0		5		
	高等学校) 	高等学校費	Ē	7,353 (千円 /1校)	6,633 (千円/ 1校)	6,152(千円 /1校)	0				
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょ	う費	153,607(千円)	139,129(千円)	139,129(千円)			3		
H	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内·受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定総	圣 費	55,483 (千円)	44,359(千円)	44,359(千円)	0	0	3	民間委託等	
H28導入	◇一般ごみ収集	清掃費 小学校費		192,962(千円)	据え置き	据え置き	0		_		
導 入	◇学校給食(調理)			20,255(千円)	据え置き	据え置き	0		_		
分		中学校費		12,782(千円)	据え置き	据え置き	0		_		
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教	(育費	31,370(千円)	29,441(千円)	29,441(千円)	0	0	3	指定管理者制度 導入、民間委託等	
	◇公園管理	公園費		51,569(千円)	据え置き	据え置き	0		_		
	◇庶務業務(人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定紹	圣 費	庶務業務として特定せ ず包括的に算定	6,840(千円) の減	11,398(千円) の減	0	0	5	庶務業務の集約化	
	◇情報システムの運用	戸籍住民基	本台帳費	17,586(千円)	13,265(千円)	13,265(千円)					
	(住民情報関連システム、	徴税費		32,030(千円)	24,160(千円)	24,160(千円)	0		3	情報システムの	
	税務関連システム、 福祉関連システム等)	包括算定約	費	36,204(千円)	27,309(千円)	27,309(千円)	J		Ů	クラウド化	
H29導入分	◇公立大学運営	その他の	理科系学部	1,694(千円 /人)	1,600(千円/人)	1,460(千円 /人)	0		5	地方独立行政	
入分	導 ◆公立大字連宮 入	教育費	保健系学部	1,938(千円 /人)	1,830(千円/ 人)	1,668(千円 /人)			Ŭ	法人化	

市区町村における情報システム経費の調査結果(平成29年度当初予算)

1. 情報システム経費の全体像

全市区町村の情報システム経費の合計額	住民一人当たりの経費(※)
4,786億円	3,742円

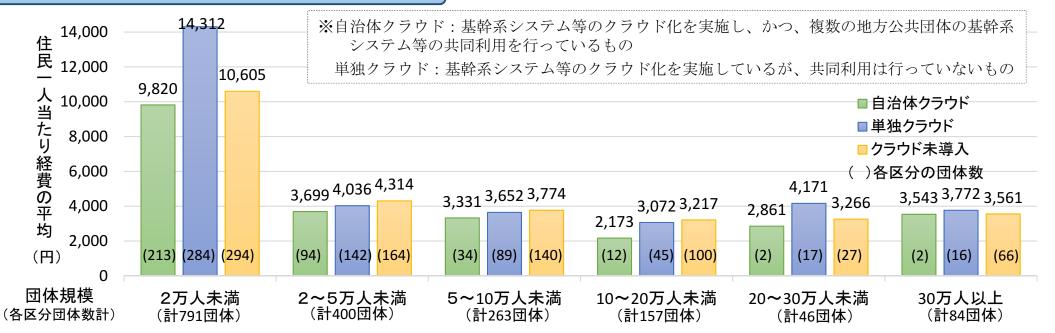
平成29年度当初予算における1,741市区町村の基幹系システム及び内部管理系システムに係る整備経費及び運用経費について、総務省の調査結果を取りまとめたもの

2. 人口規模ごとの状況

(※)4,786億円を住民基本台帳に基づく人口(1億2,790万7,086人、平成29年1月1日時点)で除したもの

	2万人未満	2~5万人未満	5~10万人未満	10~20万人未満	20~30万人未満	30万人以上
人口規模区分の 総経費(億円)	487	531	664	692	409	2,003
住民一人当たり経費 人口規模区分平均(円)	11,724	4,071	3,675	3,096	3,583	3,601
人口規模区分における 一団体当たり経費(億円)	0.6	1.3	2.5	4.4	8.9	23.8

3. クラウド導入団体と未導入団体の状況



個人情報保護について

行政機関個人情報保護法の改正の概要

【個人情報保護法等の改正】

- ○情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。
- ○こうした状況を背景として、<u>個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布(平成29年5月30日施行</u>)。 また、**行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布(平成29年5月30日施行**)。

【具体的な改正内容】

- ・個人情報の定義の明確化 個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等)
- ・要配慮個人情報の取扱いの規定要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載
- ・行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入
 - ① 非識別加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の定義を規定
 - ② 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
 - ③ 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
 - ④ 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
 - ⑤ 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備
- ・非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

「個人情報保護条例の見直し等について」(平成29年5月19日 地域力創造審議官通知)の概要

1 個人情報の定義の明確化

- 〇 個人情報の定義について、個人識別符号は、行政機関個人情報 保護法(以下「行個法」という。)等と同じ定義にすることが適当。
- 個人情報に他の情報との照合(行個法と同様、照合の容易性を 要件とはしない)により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当。
- 個人情報に死者に関する情報を含むことは、行個法の個人情報 の保護の範囲を超えるものであり、その取扱いについては、行個 法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

2 要配慮個人情報の取扱い

- 要配慮個人情報の定義には、行個法等の改正により要配慮個人 情報と規定された情報を含めることが適当。
- 個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載すること が適当。
- 要配慮個人情報の収集制限については、行個法の個人情報の 保護の範囲を超えるものであり、収集制限については行個法の趣 旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

<u>3 非識別加工情報の仕組みの導入</u>

- 〇 民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当。
- 地方公共団体が加工及び安全確保措置の基準を策定するとき に、個人情報保護審議会等に諮問し、意見を聴くことが適当。

3 非識別加工情報の仕組みの導入(続)

- 個人情報保護審議会等は地方公共団体における非識別加工情報の取扱いについて調査し、又は諮問に応じ審議し、意見を述べることができることとすることが適当。
- 小規模団体における専門的知識を有する構成員の確保については、広域連合、一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託などが解決策になり得る。
- 非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルについて、個人 情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当。
- 〇 既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している場合、非識別加工情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合には、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することも考えられる。
- 〇 一方、個人情報取扱事務登録簿を引き続き作成・公表し、個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することも考えられる。
- 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入のため、当面、個人情報取扱 事務登録簿等により提案を募集し、事前相談時に、非識別加工情報の 作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。
- 当面、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイル かどうかの判断を行うことも考えられる。

4 その他

- 罰則 オンライン結合 地方独立行政法人に係る取扱い
- 一部事務組合及び広域連合 情報公開条例の見直し

「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)抄

- II分野別実施事項
- 6. 投資等分野
- (9) 官民データ活用と電子政府化の徹底

地方自治体の保有するデータの活用

地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程(立法措置か条例整備かの整理等を含む。)を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置(作成組織の整備を含む。)の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

【実施時期】

工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。平成31年度措置

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会 概要

(1) 趣旨

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」(平成30年4月20日報告書公表)において、地方公共団体の非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について作成組織等の検討を進める必要があるとされたことや、「規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)」の内容等を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方について検討するために開催する。

(2) スケジュール

- (検討会の立ち上げ) 平成30年8月21日~
- ・ 平成30年度内 作成組織に関する立法措置の在り方について(中間整理)
- ・ 平成31年度において、作成組織の実効性の検証結果を踏まえた具体的な措置の在り方について(最終とりまとめ)

(3) 構成員

犬塚 克 横浜市市民局市民情報室市民情報課長

〇宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員 法務部長

岡村 久道 弁護士、京都大学大学院医学研究科講師

佐光 正夫 徳島県政策創造部統計データ課長

佐藤 一郎 国立情報学研究所副所長 教授

松岡 萬里野 一般財団法人日本消費者協会理事長

村上 文洋 株式会社三菱総合研究所社会ICTイノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員

矢島 征幸 茨城県五霞町町民税務課主幹

〇:座長 敬称略、五十音順

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会 概要 (続き)

- (4) 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みに係る主な検討項目(案)
- I 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの制度の検討の背景及び検討内容
- 1 基本的な考え方
- (1)制度検討の背景
- (2) 現状と課題
- (3)検討の方向性
- 2 基本的な枠組み
- (1) 地方公共団体とは別の組織による利用者ニーズを踏まえた効率的な加工
- (2) 実効性ある制度運用の確保
- Ⅱ 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの制度に係る主な検討項目
 - 1 作成組織における加工基準
- 2 加工対象となる個人情報の範囲等についての整理
- 3 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供
- 4 必要となるセキュリティ基準等
- 5 作成組織の認定等、国の関与の在り方
- 6 個人情報に係るデータ形式
- 7 作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係

地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する作業工程(案)

「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」(第2回)配布資料

 平成30年度
 平成31年度

 6月
 8月
 10月
 12月
 4月
 3月

☆規制改革実施計画 閣議決定(H30.6.15)

☆作成組織に関して、立法措置の在り方に ついて具体的な論点を整理・結論

• 有識者検討会の設置

「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る 効率的な仕組みの在り方に関する検討会」 審議

・作業工程(案) ・今後の検討項目等

・作成組織の加工基準・作成組織の加工対象となる個人情報の範囲等・地方公共団体からの個人情報の円滑な提供

- ・作成組織に必要となるセキュリティ基準等 ・作成組織の認定等、国の関与の在り方
- ・個人情報に係るデータ形式 ・作成組織における提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係

・事業採算性等の実効性を検証し、 その結果に基づき必要な措置

地方の非識別加工情報の活用事例の整理

- ○地方公共団体の保有するパーソナルデータを同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するために、作成組織に係る立法措置の在り方について、上記の工程に従って検討を進める。その際、非識別加工情報の仕組みを導入するための条例改正は不要となるよう検討を進める。
- ○なお、作成組織の検討を進める過程においても地域のデータ利活用を積極的に推進するといった観点から自主的に条例を整備する場合には、必要な情 、報提供等を行う。

的な

具

体

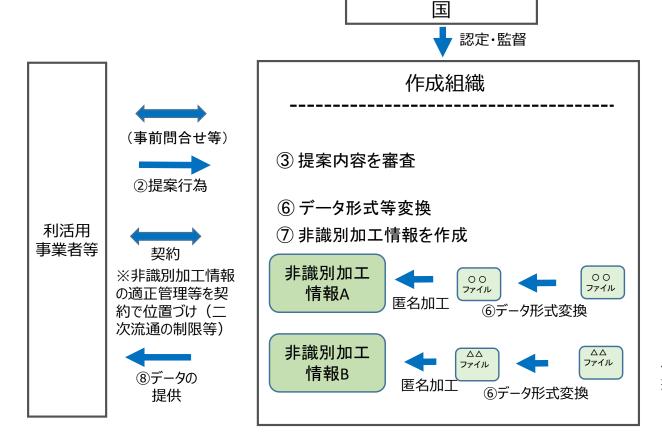
な検

討項

「作成組織」のイメージ

「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」(第4回)配布資料

- ①地方公共団体は、個人情報ファイルに記録されるデータ項目等について公表(国によるポータルサイトの構築も検討)
- ②利活用事業者等は、作成組織に対して非識別加工情報の作成・提供に関する提案を実施
- ③作成組織において、②提案内容について、利用目的や適正管理等の内容を審査
- ④作成組織より、地方公共団体に対し、②提案に対応する個人情報の提供を要請(書面において、利活用事業者・利用目的・適正管理等を明示)
- ⑤地方公共団体は、④を受けて個人情報の提供を判断し、提供(提供の際、作成組織に独自の措置は要求しない)
- ⑥作成組織は、必要に応じて、地方公共団体から提供されたデータの形式等を整理
- ⑦作成組織において、非識別加工情報を作成(地方公共団体から提供を受けた個人情報ファイル毎に匿名加工を実施)
- ⑧利活用事業者等に対して、非識別加工情報を提供(作成組織と利活用事業者間の契約において、非識別加工情報の二次流通の制限等、 適正な利用を確保)



(事前問合せ等) ④提供の要請(書面の提出) ⑤データの 提供 ※個々の団体は、 作成組織に独自の 措置は要求しない

A市①個人情報ファイルのデータ項目等の公表⑤第三者の権利利益侵害のおそれ、事務事業の遂行への支障のおそれ等を判断・提供A市 〇〇ファイル※いわゆる「散在情報」は対象としない

情報セキュリティ・自治体クラウド・非識別加工情報 関連予算案

H31予算案: 2.5億円

〇集中型の新たなセキュリティクラウドの仕組等自治体情報セキュリティ対策の検討 1.0億円

・地方公共団体においては、「三層の対策」により情報セキュリティの強化が図られたところであるが、これを踏まえた情報セキュリティ対策を更に推進していくため、自治体行政の標準化・共通化を見据えた集中型の新たなセキュリティクラウドの仕組や、セキュリティレベルを維持しつつ、操作性の向上を図ることのできる新しい手法の適用(パブリッククラウド、ファイル交換等)に関する調査研究を実施。

○クラウドの進展を見据えた次世代の自治体情報システムの在り方の検討 0.9億円

・現状、自治体クラウドの導入は市区町村を中心に進みつつあり、共同導入が困難な場合は、単一の団体でクラウドを導入する場合もある。今後の人口縮減期を見据え、<u>業務プロセスの見直し等の動きも踏まえながら、将来の自治体情報システムについて、クラウド型の共通プラットフォームの構築等を念頭においた調査研究</u>を実施。あわせて、都道府県の情報システム運用の効率化に向けた方策についても調査研究を実施。

〇地方公共団体の非識別加工情報の提供に係る仕組みの検証 0.6億円

・地方公共団体の非識別加工情報(※保有する個人情報を特定の個人が識別できないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報)の活用を推進するため、地方公共団体から個人情報の提供を受けて、非識別加工情報を作成し民間事業者に提供する仕組みについて、データ提供を効率的に処理するための方策等に関する技術的課題の検証を実施。

《想定される非識別加工情報の活用事例》

個人情報ファイル名	具体的な活用例
特別養護老人ホームの入所希望 者名簿(県)	 地域における介護サービスへの二ーズ分析
介護保険指定事業者等管理シス テム(県)	地域における介護事業者の現状分析
国保給付データベース(市)	性別・年齢別給付実績を新たな生命保険商品の研究・開発に活用

(出典)「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」(H29.5.19)

マイナンバーカードを活用した消費活性化の取組について

マイナンバーカードを活用した消費活性化策

- 消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、中小・小規模事業者向けに、消費者へのポイント還元等の 支援策を実施した後、消費活性化のため、一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自 治体ポイントへのプレミアムポイントの付与に対する支援を検討。実施に向けて、自治体によるマイキープラットフォームの 活用を促すなど、必要な環境整備を促進
- 平成31年度予算においては、臨時・特別の措置として、マイナンバーカードを活用した消費活性化のための準備経 費を計上

1. 対策の規模・効果

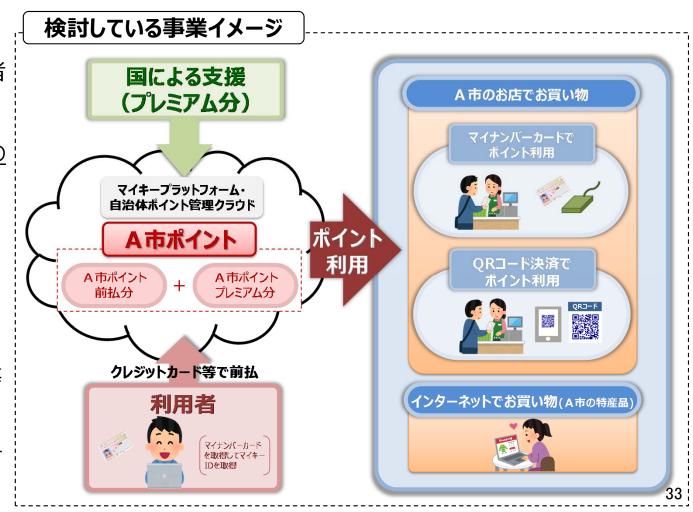
- ・マイキープラットフォーム等の普及状況、事業者の事務負担、利用者の利便性等を踏まえ、<u>具体的な制度内容を検討</u>
- ・対策の実施により、ポイント還元等の支援策の 終了後においても、消費の活性化を継続実施

2. 2019年度の取組

- ① プレミアムポイント付与に必要となる<u>既存システム改修等</u>(自治体ポイント購入機能、QRコード決済機能等)
- ② マイキープラットフォーム等に関する<u>積極的</u> な広報、マイキーID作成支援や店舗募集等

3. 2020年度の取組

自治体ポイントに対するプレミアムポイントの付与、地域でのポイント利用(消費の活性化)



H31予算案:119.3億円

参考:3つの対策の実施スケジュール(イメージ)

	2019:	年度		2020年度	
	10,	月			
低所得者・子育て 世帯向け プレミアム商品券		事業実施			
中小・小規模事業者 の店舗での消費者へ のポイント還元等の 支援策		事業実施			
マイナンバーカード を活用した 消費の活性化策 (自治体ポイント)	· •	施に向けた準備作業 マイキーID設定支援、店舗募	集等)	事業実施	

自治体ポイントの取得方法と使い方

プレミアムポイントの取得方法(2020年度)

STEP 1

マイナンバーカー ドを取得する。



※マイナンバーカード発行枚数: 15,927,827枚 (平成31年1月15日現在)

STE

STEP \

マイキーIDを設定 する。



※マイキーID登録者数: 13,085人 (平成31年1月21日現在) 3

前払 (例:10,000円)



※自治体 ポイントを クレジット カードな どで購入 STEP 4
プレミアム付与
(例: 1, 000円)

使い方①

商店で買い物をする。



自治体ポイントで精算する。



※QRコード決済も可能にする

現行(2017.9.25以降)

マイナンバーカードを取得する。

STE P2

マイキーIDを設定する。



STE P3

[手段1]

民間企業のポイントやマイル を自治体ポイントに交換する。



[手段2]

(地域でボランティアや健康イベントなどに参加してポイントを貯める。



使い方②

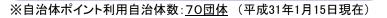
オンライン

ショップで買

い物をする。

自治体ポイントで精算 する。





経済政策の方向性に関する中間整理(抜粋)

平成30年11月26日 未来投資会議 まち・ひと・しごと創生会議 経済財政諮問会議 規制改革推進会議

7. マイナンバーカードを活用したプレミアムポイント

駆け込み・反動減に対応して、<u>中小小売業に関する消費者へのポイント還元支援策などを集中的に実施した後</u>、対策効果の剥落を緩和し、消費の活性化を図る観点から、<u>その後の一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用したプレミアムポイント付与に対する支援を検討</u>する。

実施に向けて、<u>マイナンバーカードの普及を一層促進するとともに、自治体によるマイキ</u>ープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進する。

プレミアムポイント付与の支援に当たっては、<u>プレミアム率を適正に保ちつつ、期限を区切って、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントに対して国の負担でプレミアムを付与することを基本</u>とする。多くの国民が地域における買い物で広くポイントを利用できるよう、マイナンバーカード及びマイキープラットフォームの普及状況や、事業者の事務負担、利用者の利便性等を踏まえつつ、具体的な制度内容について検討を進める。

※下線は総務省が付記

マイキープラットフォーム運用協議会参加自治体一覧

都道府県名 (管内団体数)	会員(地方公共団体)	都道府県名 (管内団体数)	会員(地方公共団体)		
北海道(180) 青森県(41)	網走市、倶知安町、古平町、鷹栖町、東川町 青森県、八戸市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、中泊町	京都府(27)	京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、		
岩手県(34) 宮城県(36)	一関市、奥州市 宮城県、石巻市	录	京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町		
秋田県(26)	大館市	大阪府(44)	池田市、貝塚市、枚方市、泉佐野市、寝屋川市、四條畷市		
山形県(36)	山形県、三川町	兵庫県(42)	神戸市、南あわじ市、宍粟市		
福島県(60)	福島県、福島市、伊達市、桑折町	奈良県(40)	天理市、斑鳩町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町		
茨城県(45)	茨城県、水戸市、北茨城市、笠間市、牛久市、潮来市、筑西市、利根町	和歌山県(31)	和歌山県、和歌山市、橋本市、白浜町		
栃木県(26)	栃木県、宇都宮市、足利市、真岡市、益子町、茂木町	鳥取県(20)	鳥取県		
群馬県(36)	群馬県、前橋市、下仁田町	島根県(20)	島根県、松江市		
埼玉県(64)	川口市、所沢市、吉見町	岡山県(28)	岡山県、井原市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、新庄村、勝央町、		
千葉県(55)	千葉市、船橋市、成田市、東金市、いすみ市、酒々井町、栄町、横芝光町、		西粟倉村、久米南町、美咲町		
		広島県(24) 山口県(20)	広島県、竹原市、福山市、安芸太田町		
東京都(63)	港区、中野区、豊島区、八王子市、立川市、三鷹市、日野市、奥多摩町、 八丈町		山口県、宇部市、山口市、下松市、岩国市 徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、勝浦町		
—————————————————————————————————————	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、茅ヶ崎市				
新潟県(31)	三条市、魚沼市、見附市、胎内市		谷川県、高松市、泉がかわ市、三壹市、小豆島町、三木町 愛媛県、松山市、久万高原町		
富山県(16)	富山県、富山市、氷見市、射水市、舟橋村、上市町、立山町		愛媛宗、松山川、久刀高原町 南国市、須崎市、田野町、大豊町、中土佐町、三原村		
石川県(20)	石川県		福岡県、柳川市、八女市、大川市、宗像市、広川町		
福井県(18)	福井市、越前市		佐賀県、多久市、伊万里市、江北町		
山利県 (20)	南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、身延町、富士川町、		長崎県、島原市、平戸市、松浦市、壱岐市、東彼杵町、波佐見町		
山梨県(28)	西桂町、鳴沢村、小菅村	区的东(22)			
長野県(78)	長野県、大町市、塩尻市、佐久市、小海町、佐久穂町、喬木村、大桑村、山ノ内町、信濃町、飯綱町、栄村	熊本県(46)	熊本県、八代市、玉名市、阿蘇市、南関町、長洲町、和水町、小国町、山江村球磨村、苓北町		
 岐阜県(43)	岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、美濃加茂市、可児市、下呂市	大分県(19)	大分県、大分市、臼杵市、竹田市、杵築市、豊後大野市		
静岡県(36)	藤枝市、袋井市、湖西市	宮崎県(27)	宮崎県、都城市、日南市、小林市、串間市、川南町		
愛知県(55)	一宮市、犬山市、小牧市、東海市、大府市、尾張旭市、東郷町	鹿児島県(44)	鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、西之表市、日置市、さつま町、長島町、湧水町、		
三重県(30)	津市、鳥羽市、熊野市、大紀町	庇范岛东(44)	大崎町、錦江町、南大隅町、肝付町、龍郷町、喜界町、和泊町		
滋賀県(20)	滋賀県、大津市、草津市、甲賀市、多賀町	沖縄県(42)	沖縄県、与那国町		

# 道府県名 市区町村名 図書館 おいぶつ 商店等 寄附						
直接機関 ・	都道府県名	市区町村名	図書館		商店等	寄附
大字浜町 中海町 中	小汽子	古平町		•		
青森県 外ヶ浜町 ● 一 日本	北海坦	鷹栖町				•
中泊町 一関市 一関市 一関市 一関市 一関市 一関市 一関市 一関市 一		県	•			
岩手県 一関市 一関市 一関市 一関市 一関市 一関市 一目市 一目	青森県	外ヶ浜町		•		
宮城県 石巻市 山形県 三川町 芝間市 ● 潮来市 ● 真岡市 ● 湖来市 ● 真岡市 ● 描木県 前橋市 財田市 ● 加田市 ● いすみ市 ● 横芝光町 ● 豊島区 ● 八王子市 ● 相模原市 ● 指標原市 ● 海衛村 ● 上市町 ● 立山町 ● 福井県 越前市 地型県 ● 山内町 ● 岐阜県 可児市		中泊町		•		
山形県 空間市 ● ● ●	岩手県	一関市		•		
茨城県 空間市 ● ● 湖来市 ● ● 真岡市 ● ● 茂木町 ● ● 群馬県 前橋市 ● ● 東京都 船橋市 ● ● 水田市 ● ● 水豆光町 ● ● 東京都 ● ● 村奈川県 ● ● 相模原市 ● ● お湯県 ● ● 協内市 ● ● 京山市 ● ● 本見市 ● ● 本別市 ● ● 福井県 越前市 ● ● 本別市 ● ● ● 福井県 越前市 ● ● 本別市 ● <	宮城県	石巻市		•		
一次	山形県	三川町		•		
横木県 真岡市 ●	茶城间	笠間市	•	•	•	
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	次姚示	潮来市	•			
群馬県 前橋市 埼玉県 川口市 所沢市 ● 船橋市 ● 成田市 ○ 小すみ市 ● 横芝光町 ● 豊島区 ● 八王子市 ● 相模原市 ● 相模原市 ● 島区 ● 八王子市 ● 自村祭 ● 場内市 ● 東京都 ● 山村県 ● 高山市 ● 小房市 ● 京山市 ● 小房橋村 ● 上市町 ● 立山町 ● 福井県 越前市 上市町 ● 立山町 ● 長野県 ● 山ノ内町 ● 岐阜県 可児市		真岡市		•		
群馬県 前橋市 ● ● 埼玉県 船橋市 ● ● 東京都 豊島区 ● ● 神奈川県 豊島区 ● 村奈川県 田楼原市 ● 村谷川県 ● 富山県 ● 京山市 ● 小島市 ● 京山市 ● 小島市 ● 京山市 ● 小島市 ● 本島区 ● 中央 ● 高山県 ● 本島区 ● 小島市 ● 第日本 ● 東島区 ● 八王子市 ● 日本会市 ● 第日本 ● <td< td=""><td>栃木県</td><td>益子町</td><td></td><td>•</td><td></td><td></td></td<>	栃木県	益子町		•		
1分五県		茂木町		•		
特玉県 所沢市 一	群馬県	前橋市		•	•	
所沢市	技工目	川口市			•	
Right Ri	坷玉乐	所沢市				•
T		船橋市		•		
検支光町 ・	工笹目	成田市		•		
東京都 豊島区 八王子市 日標原市 ● 神奈川県 相模原市 日標原市 日本の市 日本の市 日本の市 別内市 別外市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 日本の市 <b< td=""><td>十未示</td><td>いすみ市</td><td></td><td>•</td><td></td><td></td></b<>	十未示	いすみ市		•		
R		横芝光町				•
大王子市	市亡和	豊島区	•		•	
## 相模原市	米水印	八王子市	•			
### ### ############################	抽去Ⅲ目	川崎市			•	
新潟県 胎内市 ● 県 富山市 ● 家山市 ● ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	作水川木	相模原市		•	•	
胎内市 県 富山市 泳見市 射水市 舟橋村 上市町 立山町 福井県 越前市 ・ 川三郷町 小菅村 長野県 ・ は見れ市 ・ は見れた ・ は見れた ・ はしたの町 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	共治目	三条市				•
富山県 富山市 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●<	机 海乐	胎内市	•			
氷見市 ●		県	•			
富山県 射水市 ● 舟橋村 ● 上市町 ● 立山町 ● 塩井県 越前市 ● 市川三郷町 ● 小菅村 ● 長野県 山ノ内町 ● 岐阜県 可児市 ●		富山市	•	•		
### ### #############################		氷見市	•			
上市町 ● 立山町 ● 塩井県 越前市 地梨県 ・市川三郷町 小菅村 ● 塩尻市 ● 山ノ内町 ● 岐阜県 ● 可児市 ●	富山県	射水市	•	•		
立山町 ● 福井県 越前市 ● 山梨県 市川三郷町 小菅村 ● 塩尻市 ● 山ノ内町 ● 岐阜県 可児市		舟橋村	•			
福井県 越前市 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		上市町	•			
市川三郷町 ・		立山町	•			
山梨県 小菅村 長野県 塩尻市 山ノ内町 ● ・県 ● ・岐阜県 可児市	福井県	越前市	•	•	•	
・	山利貝	市川三郷町		•		
長野県 山ノ内町 県 ● 岐阜県 可児市	山米尔	小菅村			•	
山ノ内町	上町目	塩尻市	•			
岐阜県 可児市 ●	区±//示	山ノ内町		•		
		県	•	•		
下呂市 │	岐阜県	可児市		•		
11111		下呂市			•	

都道府県名	市区町村名	図書館	めいぶつ チョイス	商店等	寄附
静岡県	袋井市		•		
	湖西市		•		
	犬山市		•		
愛知県	大府市		•		
	尾張旭市		•		
三重県	津市		•	•	
	府	•	•		
	福知山市		•		
京都府	綾部市		•		
	亀岡市			•	
	木津川市		•		
大阪府	泉佐野市			•	
兵庫県	南あわじ市		•	•	
7 S. T. //S	天理市			•	
奈良県	明日香村				
N.Z.N	王寺町	•	•		
	和歌山県	•			
	和歌山市	•		•	
和歌山県	橋本市				
	白浜町			•	
	井原市			•	
岡山県	備前市	•			
四四八	美咲町	•			
広島県	福山市			•	
山口県	山口市		•		
徳島県	県	•		•	
香川県	高松市		_	•	
省川宗	県	•			
愛媛県				•	
	松山市				
高知県	南国市 田野町		•		
高 和宗					
	中土佐町		•		
- 100 10	柳川市		•		
福岡県	大川市		•		
/ - /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /-	宗像市				_
佐賀県	伊万里市		•		
長崎県	平戸市		•		
	県	•			
Asta 1 :-	八代市		•		
熊本県	玉名市		•	•	
	阿蘇市		•	•	
	小国町		•		

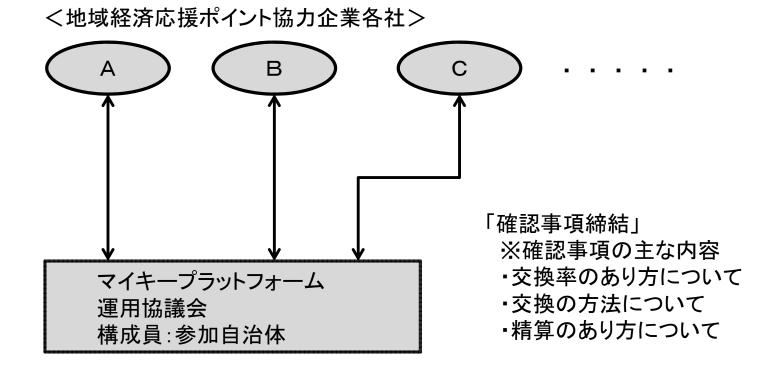
都道府県名	市区町村名	図書館	めいぶつ チョイス	商店等	寄附
	県	•			
大分県	大分市	•			
人刀乐	臼杵市	•			
	竹田市		•		
宮崎県	都城市	•	•	•	
古呵乐	川南町		•		
	県	•			
	鹿児島市	•			
	日置市	•			
鹿児島県	大崎町		•		
	さつま町		•	•	
	肝付町		•		
	喜界町	•			
実施中	(●) 計	33	57	25	5
					J
			Y		

(96団体)

70団体(重複除き)

マイキープラットフォーム運用協議会への参加について

- マイキープラットフォーム運用協議会に参加することにより、各地方公共団体が個別の地域経済応援ポイント協力企業とポイント交換等に関する契約を締結することなく、地域経済応援ポイントの受入が可能となる。
- 協議会への参加にあたっての費用負担はなく、参加手続は、協議会事務局(総務省地域力創造グループ地域情報政策室)に届出を提出するのみとなっているので、「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」の実施に向け、参加をお願いする。
 - ※参加団体数270団体(H30.12.28現在)



対策の実施に当たっての課題と対応

1. 自治体ポイント利用自治体の増加

- ◇自治体ポイントは全ての国民が対象(「商品券」は所得制限等有)なので、多くの自治体で使えることが望ましい。
 - →事業実施の20年度を待たず、19年度中より積極的に自治体周知を行い、稼働中のシステム利用を 促す。※19年度予算の活用

2. 自治体ポイント利用可能店舗等の募集

- ◇消費喚起が国内の隅々まで及ぶように、多くの地域の店舗で自治体ポイントが使えることが望ましい。
 - →「商品券」の利用店舗募集と本対策の利用店舗募集を自治体が一体的に進められるよう、早期に必要な自治体周知を行う。
 - →中小の店舗でも導入しやすいように、QRコード決済(コードを表示するだけ)を導入予定。※19年度予算の活用

3. マイナンバーカードの取得

- ◇国民が自治体ポイントを利用するためには、マイナンバーカードの取得が前提。
 - →マイナンバーカードを円滑に交付できるよう、プレミアムポイントについて事前の広報に取組み、カードの発行が集中しないよう平準化に努めるとともに、十分な発行体制を準備する。

4. マイキーIDの設定

- ◇カードを取得した上で、パソコンやカードリーダを準備し、利用のためのマイキーIDを設定する必要。
 - →利用者が設定しやすいように「かんたん設定アプリ」を開発予定(現行機能の改善)。
 - →パソコン等の操作が不慣れな利用者(例:高齢者)のために、自治体窓口でのID設定支援を検討中。
 - ※19年度予算の活用

~マイナンバーカードのさらなる可能性 2~ 「貯める、使える自治体ポイント!」

自治体ポイントの貯め方

サービスの利用には、①マイナンバーカード、②マイナンバーカード を読み取ることができるカードリーダー、③マイキーIDの設定など が必要です。IDを設定したあと、民間企業のポイントやマイルを自治 体ポイントに交換したり、地域のイベントやボランティアに参加して 自治体ポイントを貯めることができます。





地域でボランティアや







※マイナンバーカードを読み取ることが できるカードリーダーが必要です。

民間企業のポイントやマイル を自治体ポイントに交換する。



自治体ポイントの使い方

貯まった自治体ポイントは、地域の商店やオンラインショップでのお買い物などに利用できます。



自治体ポイントで 精算する。



2 オンラインショップで お買い物をする。



自治体ポイントで 精算する。



交換可能なポイント

以下の企業のポイントやマイルを自治体ポイントに交換できます。 詳しくは、各社ホームページをご参照ください。

三菱UFJニコス株式会社、三井住友カード株式会社、 株式会社ジェーシービー、株式会社クレディセゾン、 ユーシーカード株式会社、株式会社オリエントコーポレーション 全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、中部電力株式会社、 関西電力株式会社、株式会社サイモンズ、株式会社NTTドコモ、 株式会社大垣共立銀行、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社青山キャピタル、 りそなカード株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、 株式会社近畿大阪銀行、株式会社ローソン

ポイントが使える自治体

ポイント事業に取り組む自治体やポイントを 利用できる店舗・オンラインショップの検索 は、「自治体ポイントナビ」で!





自治体ポイントナビ 検索O

~マイナンバーカードのさらなる可能性 ①~ 「いろいろなカードをおまとめ! |

マイキープラットフォーム構想

総務省では、地方自治体や民間企業と連携して、マイナンバーカードのさらなる活用を目指した「マイキープラットフォーム構 想」に取り組んでいます。そこでは、図書館カードなど様々な利用者カードをマイナンバーカード1枚にまとめたり、民間企業 のポイントやマイルを地域の商店街やオンラインショップなどで使える自治体ポイントに交換することができます。

カードおまとめ利用方法

サービスの利用には、①マイナンバーカード、②マイナンバーカードを読み取ることができるカードリーダー、③マイキーIDの 設定などが必要です。IDを設定したあと、まとめたいカードの窓口(図書館など)に行って、マイナンバーカードとの紐づけを依 頼してください。あとは、マイナンバーカードのみで使えます。









※マイナンバーカードを読み取ることが できるカードリーダーが必要です。

マイナンバーカードが使える図書館

全国の図書館に利用拡大中です。利用のルールなどについては、各図書館にお問い合わせください。

〈東北地方〉

青 森 県 青森県立図書館

〈関東地方〉

茨 城 県 笠間市立図書館 潮来市立図書館

東京都 豊島区立図書館 八王子市立図書館

〈北陸地方〉

新 潟 県 胎内市図書館 富山県 富山県立図書館 富山市立図書館 氷見市立図書館 射水市図書館 舟橋村立図書館 町立上市図書館

立山図書館 福井県 越前市立図書館 〈中部地方〉

長 野 県 塩尻市立図書館 岐阜県 岐阜県図書館

(近畿地方)

京 都 府 京都府立図書館 奈良県 王寺町立図書館 和歌山県

和歌山県立図書館 和歌山市民図書館

〈中国地方〉

岡 山 県 備前市立図書館 美咲町立図書館

〈四国地方〉

徳 島 県 徳島県立図書館 愛 媛 県 愛媛県立図書館 〈九州地方〉

熊 本 県 熊本県立図書館 大分県 大分県立図書館 大分市民図書館 臼杵図書館

宮 崎 県 都城市立図書館 鹿児島県立図書館

> 鹿児島市立図書館 (本年1月4日より 運用開始予定) 日置市立図書館 喜界町図書館





自治体ポイントナビ



地方公共団体のオンライン手続について

デジタル手続法案の策定状況①

- <u>業務改革(BPR)の徹底とデジタル化の推進</u>により<u>利用者中心の行政サービスを実現</u>するため、現在、内閣官房において検討を実施中。
- オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃を中心とする以下の内容を骨子とし、法案の検討を進めているところ。

(1) 本法案の位置付け・総則等

> 本法案の位置付け

- ✓ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (平成12年法律第144号) 及び官民データ活用推進 基本法 (平成28年法律第103号) に基づく法制上の措置
- ✓ 同法の基本理念にのっとりデジタル化を推進

> 法案の目的・原則等

- ✓ 行政手続等のデジタル化等による社会全体のデジタル化の実現
- ✓ 国民利便性向上や行政運営の効率化により、国民生活の向上や国民経済の発展
- ✓ 少子高齢化への対応等の社会的課題の解決
- ✓ デジタル技術の活用を十分に行うことができない人々に対する支援
- ✓ デジタル化の基本原則としてのデジタル 3 原則(デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ)

デジタル手続法案の策定状況②

(2) 行政手続のオンライン化の徹底

→ 行政手続のオンライン原則

(オンライン原則)

- ✓ 行政機関に、原則全ての行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)をオンラインで実施する 義務を課す。
- ✓ オンライン化に当たっては、添付書類も含め、手続の全体をオンラインで実施する。
- ✓ すぐにオンライン化できない手続も、一定の猶予期間を設け、それ以降はオンラインで実施する。

(適用対象等)

- ✓ 現物・対面が必要な手続は適用除外とするが、真にオンライン化が困難なものに限定する。
- ✓ システム整備の費用対効果が小さい手続は、オンライン化「可能」な手続とする。
- ✓ <u>国の行政機関等以外(地方公共団体等)についてもオンライン化の努力義務を課し、制度所管</u> 省庁等がシステムの整備や情報の提供等の支援を実施することにより、オンライン化を推進する。

▶ 本人確認手法及び手数料支払いのデジタル化等

✓ オンライン手続に当たっては、紙を前提とした本人確認手法(署名等)や手数料支払い(収入 印紙等)はデジタル的な手段で置き換えなければならないものとする。

地方公共団体が扱う申請・届出等手続に関するオンライン利用について

- ○<u>平成18年度に「オンライン利用促進指針」を策定し、</u>住民の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続(21手続)を「オンライン利用促進対象手続」と位置づけ、<u>地方公共団体の行政手続のオンライン利用を促進してきたところ。</u>
- 〇オンライン利用促進指針に基づき、総務省において、毎年度、地方公共団体におけるオンライン 化の状況を公表してきたところ。(下表参考)
- 〇平成30年5月に内閣官房IT室が行う行政手続等の棚卸しの結果を踏まえ、<u>オンライン利用促進</u> 対象手続に新たに13の手続を追加指定し「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針の策 定について(平成30年5月31日付け総行情第58号)」を発出したところ。
- 〇オンライン化原則の下、オンライン利用促進対象手続以外の手続についても、地域の実情等に 応じ、オンライン利用の促進を図ることが求められる。

追加されたオンライン利用促進対象手続の例	従前からのオンライン利用促進対象手続の例
給与支払報告書の提出、児童手当の受給資格・所得現況 届出等	図書館の図書貸出予約等、地方税申告手続(eLTAX)、文化・スポーツ施設等の利用予約等

【参考】地方公共団体全体のオンライン利用状況

※:対象手続を既にオンライン化している団体における総手続件数 と人口を元に算出した、全国における推計値

年度	年間総手続件数(推計)	オンライン利用件数	オンライン利用率
平成28年度	※ 397,823,000件	204,525,754件	51.4%(前年比2.3ポイント増)
平成27年度	384,473,000件	188,831,889件	49.1%
平成26年度	368,733,000件	173,807,766件	47.1%

政府における補助金申請手続簡素化(システム化等)の取組についてのお願い

- 中小企業等の働き方改革を進めるためには、生産性向上を阻害する政府関連の手続を、政府自らが簡素化することが、極めて重要。
- 中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループにおいても、行政手続の簡素化が、働き方改革を後押しする取組の大きな柱の一つとされているところ。
- この方針に基づき、経済産業省では、今年度から補助金手続のデジタル化を、一部の中小・ベンチャー向け補助金について実証を開始。
- 本取組は、速やかに各省庁・自治体へ展開することを見据えている。このため、開発段階から自治体への情報提供を行っていく。自治体における補助金手続のデジタル化の状況や本取組に対する関心について、今後、調査への御協力をお願いするとともに、導入についての検討をお願いしたい。

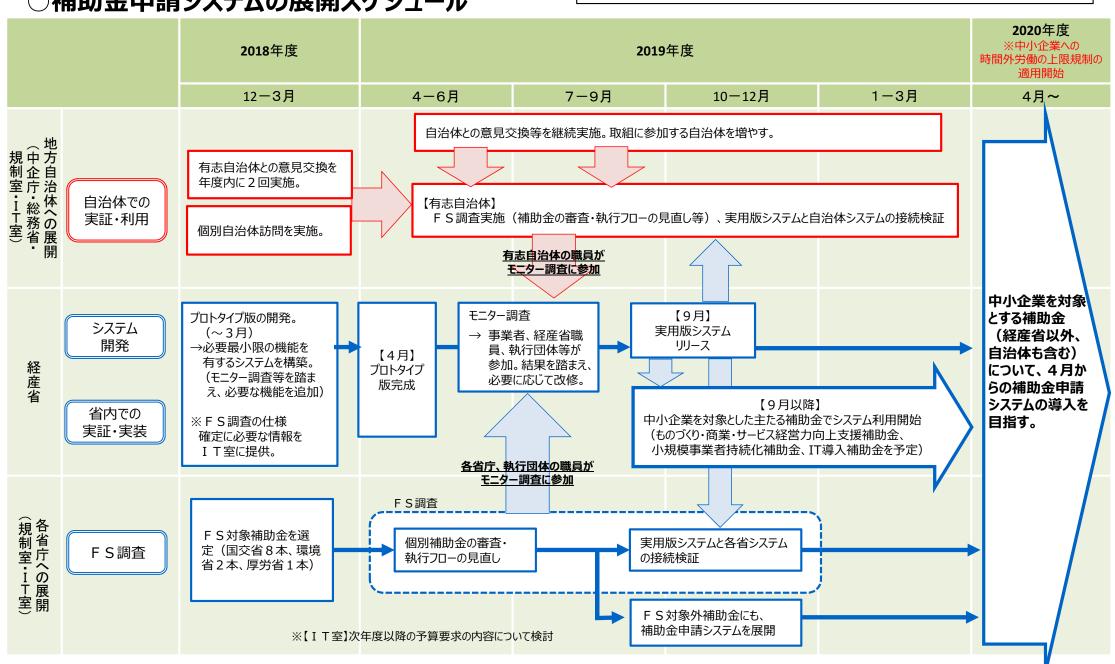
○本件に関するお問合せ先

- ・中小企業庁経営支援部経営支援課:03-3501-1763
- 経済産業省商務情報政策局情報プロジェクト室:03-3501-3091

行政手続簡素化工程表の進捗状況

○補助金申請システムの展開スケジュール

第6回中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上 と人材確保に関するワーキンググループ 配布資料 抜粋



[国の補助金のFS調査の対象補助金]

【国土交通省】住宅市街地総合整備促進事業費補助(長期優良住宅化リフォーム推進事業)、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、自動車事故対策費補助金、低公害車普及促進対策費補助金、住宅市場整備推進等事業費補助金、住宅・建築物環境対策事業費補助金、船員雇用促進対策事業費補助金、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(宿泊施設インバウンド対応支援事業)

その他

改元に伴う情報システム改修等への対応について

下記の会議の開催を踏まえて、技術的助言(「改元に伴う情報システム改修等への今後の対応について」(平成31年1月18日付け総行情第9号自治行政局地域情報政策室長通知))を発出しており、引き続き改元に伴う情報システムの改修等に適切に対応していただきたい。

〇新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議(平成31年1月11日開催)資料2(抄)

4月1日に新元号が公表されることを踏まえ、各府省庁・独立行政法人等においては、引き続き、情報システムの改修作業に万全を期すとともに、以下の作業を実施することとする。

- 1. 官庁システムについて
- (1)各府省庁等が管理する個々の情報システムについては、引き続き、効率的に改修を進め、改元日に間に合うよう改修作業を終了することを基本とする。また、改元日以降に引き続き証明書等に旧元号が表記される場合であっても、国民生活に支障が生じることがないような措置を講じることとし、その内容を周知する。
- (2)官庁システムについては、電子申請により国民から様々な申請が行われていることから、円滑な申請 状況を維持するため、一定期間は新旧両元号でのデータ受信を可能とするなどの対応を実施する。
- (3)地方公共団体についても、政府の取組を参考に適切な対応を実施するよう要請する。